

三重県経営者協会
会長 小倉敏秀 様

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関する要請

平素は、三重県内における雇用経済行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月以降、急速な勢いで世界に広まっており、日本国内でも感染が多数報告されています。県内経済についても、製造業や観光業をはじめとする様々な業種において、少なからず影響が生じています。

県内企業の皆様におかれましては、県内の雇用経済の維持にご尽力いただくとともに労働者の方々の健康管理にもご配慮いただいております。重ねてお礼申し上げます。

現在、県では、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける中小企業・小規模企業を対象とした経営相談窓口を開設し、相談等を受け付けています。

また、三重県中小企業融資制度のうちリフレッシュ資金を一部改正するとともに、国の制度に連動しているセーフティネット保証の活用を進めるなど、経営安定や資金繰りに関する支援に取り組んでいます。3月2日（月）からは、県の要請により、新たに県内全業種の企業がセーフティネット資金（保証4号）を利用することが可能となります。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境は、刻一刻と変化していますが、県内企業の皆様が安心して事業活動を営めるよう、県としましては皆様に寄り添った対策を講じるなど、万全の対応を行ってまいります。

こうした中、2月27日（木）に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業の方針が示され、本日、文部科学事務次官から各都道府県知事等に対し要請がありました。

本県では、3月2日（月）から県立学校で臨時休業を実施するとともに、公立小中学校を管轄する市町教育委員会や私立学校に対しても、同様の要請を行っています。

これらの学校で臨時休業が実施されると、保育を必要とする子どもの保護者である従業員の方々が、休暇や短時間勤務といった対応を取らざるを得ない場合があると考えます。

このため保育サービスや放課後児童クラブの実施主体である市町に対しては、保育を必要とする子どもを十分に受け入れられるよう体制の整備をお願いしているところです。

事業主の皆様には負担も生じることとなりますが、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることから、こうした対応をとることについてご理解いただきたいと思います。

つきましては、貴団体におかれましては、会員企業の皆様に対し、休暇取得や短時間勤務、時差出勤、適切な業務分担などにより従業員の方々の柔軟な勤務が可能となるようご配慮いただきたく、ご周知をお願い申し上げます。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木英敬

